

公有財産無償貸付契約書

貸付人鳥取県（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産について、無償貸付を内容とする契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は次に掲げる物件を、乙に無償で貸し付けるものとする。

名称、所在地	区分	数量	備考
(元)鳥取砂丘こどもの国キャンプ場 鳥取市浜坂字柳茶屋1157-139、157-140	土地	29,328㎡	
(元)鳥取砂丘こどもの国キャンプ場 鳥取市浜坂字柳茶屋1157-139、157-140	建物	268.64㎡	
(元)鳥取砂丘こどもの国キャンプ場 鳥取市浜坂字柳茶屋1157-139、157-140	工作物	一式	

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を〇〇〇〇として使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、これ以降は乙の事業実績及び収支等を勘案し、甲が適当と認めるときは、乙の申請により〇年間の貸付期間の更新を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙が鳥取市と別途締結する次に掲げる物件に係る公有財産無償貸付契約の貸付期間が満了した場合又は当該公有財産無償貸付契約が解除された場合における貸付期間は、甲が定める日までとする。

土地

地番	地目	地積	備考
鳥取市浜坂字柳茶屋1157番地114	山林	〇〇,〇〇〇㎡	
鳥取市浜坂字柳茶屋1157番地115の一部	山林	〇〇,〇〇〇㎡の一部	

建物等

名称	構造	床面積	備考

(物件の引渡し)

第5条 甲は、前条第1項に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡す。

(契約不適合)

第6条 乙は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足等契約の内容に適合しないものを発見しても、損害賠償等の請求はできない。

(修繕義務の負担)

第7条 貸付物件の修繕は、その規模の大小にかかわらず全て乙が行うものとし、甲は一切の修繕義務を負わない。

(借受内容の変更)

第8条 乙は、借受けの内容を変更しようとするとき（貸付物件及び当該物件上に所在する自己所有の建物その他の工作物等について増改築等により現状を変更しようとするときを含む。）には、事前に変更する理由等を記載した計画を書面によって申請し、甲の承認を受け、又は甲と借受内容変更に係る変更契約を締結しなければならない。

2 前項の規定に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 乙は、甲の書面による承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって取得した権利を第三者に譲渡してはならない。

(貸付物件の維持保全義務)

第10条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めるとともに、貸付物件に事故等が発生した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合には、乙に求償することができる。

3 第1項の規定により支出する費用は、全て乙の負担とし、甲に対してその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第11条 甲は、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(1) 前3条に定める義務に違反したとき。

(2) その他甲が必要と認めるとき。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定に基づき本契約を解除することができる。

3 甲において、第三者に貸付物件を売却するときには、本契約を解除することができる。

4 甲は、「〇〇〇〇基本協定書」が解除された場合には、本契約を解除することができる。

5 第1項から前項までの規定により契約を解除しようとするときは、相手方に対して書面により通知しなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規

定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(原状回復義務)

第 14 条 乙は、第 4 条に定める貸付期間が満了したとき、又は前 2 条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(損害賠償等)

第 15 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、地方自治法第 238 条の 5 第 4 項の規定に基づき、本契約が解除された場合において損失が生じたときは、同条第 5 項の規定に基づき、その補償を請求することができる。

(有益費等の放棄)

第 16 条 乙は、第 4 条に規定する貸付期間の満了又は第 12 条若しくは第 13 条の規定により契約が解除された場合において、貸付物件を返還する場合には、乙が支出した必要費、有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることはできない。

(貸付契約の更新)

第 17 条 乙は、引き続き第 2 条の貸付物件を借り受けようとするときは、貸付期間満了の日の〇か月前（約半年前）までに書面によりその旨申請しなければならない。

(契約の費用)

第 18 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第 19 条 この契約に係る訴えについては、（県外の場合：鳥取県）鳥取市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 20 条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

乙 鳥取市〇〇〇丁目〇〇〇番地
〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 ○ ○ ○ ○